

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 24 年 4 月 13 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、（1）平成 23 年 2 月上旬より開始された広島県緊急雇用対策基金事業「未就職卒業者等就業体験事業」における契約書第 12 条に規定されたすべての実施報告書、（2）当該報告書に添付された労働条件通知書、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳（いずれも写し）及び（3）当該報告書に添付された研修及びその他の経費について支出内訳の確認できる書類の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 部分開示及び不開示（不存在）の決定

実施機関は、（1）平成 23 年 2 月上旬より開始された広島県緊急雇用対策基金事業「未就職卒業者等就業体験事業」（以下「本件事業」という。）における契約書第 12 条に規定されたすべての実績報告書（以下「文書 A」という。）、（2）当該報告書に添付された労働条件通知書、名簿、出勤簿、賃金台帳（いずれも写し）（以下「本件対象文書」という。）及び（3）当該報告書に添付された研修及びその他経費について支出内訳の確認できる書類（以下「文書 B」という。）を本件請求の対象となる行政文書とし、文書 A 及び文書 B については、条例第 10 条第 2 号（個人情報）及び同条第 3 号（事業活動情報）に該当する情報が含まれることを理由に行政文書部分開示決定を行い、本件対象文書については不存在を理由として行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ平成 24 年 5 月 18 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 6 月 8 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

（1）開示を求めた文書は、事業者からの必須添付書類である。

（2）広島県緊急雇用対策基金事業「東北産農産物等緊急支援事業」において、

本件事業と同一の事業者は、広島県に対して、すべての労働者について、労働条件通知書（有期契約書）、出勤簿（派遣元への通知）、賃金台帳等を提出している。広島県として提出を求めているのであり、事例として提示しているとの主張は、広島県の行政処分の一貫性を欠く不当な処分である。

(3) 会計検査院は、平成 22 年度決算検査報告において、厚生労働省に対し、緊急雇用創出事業等の概算契約の精算時に、支払額の確認を適切に実施することを都道府県に周知徹底するよう是正改善の処置を求めている。

広島県が契約金額を確定するためには、開示を求めた文書を手に入れたはずであり、また、入手しなければ、確実な実績確認はできない。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件事業業務委託契約書第 2 条に定める業務処理要領（以下「要領」という。）により、業務完了後に県に提出する実績報告書の様式を定めており、別記第 7 号様式（その 1）において、「新規雇用者の状況が確認できる書類」を実績報告に添付するよう求めている。
- 2 異議申立人は、労働条件通知書、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳（いずれも写し）は必須添付書類であり、これら書類の不存在の決定が違法であると主張するが、これらの書類は、「新規雇用者の状況が確認できる書類」の例示として掲げているものであり、受託事業者からの実績報告に必ず添付して提出することを義務付けているものではない。
- 3 本件事業の実績報告に当たって、受託事業者からは、新規雇用者の状況が確認できる書類として「人件費総括表」が添付・提出されており、その裏付けとなる関係書類についても現物確認を行っている。
- 4 要領において添付書類の提出を求めている趣旨は、本件事業の実績額の確定に当たって、新規雇用者の雇用及び賃金支払状況を確認するためであり、この意味では、本件の場合には「人件費総括表」の提出があれば足り、個人ごとの賃金台帳等の提出まで求める必要はないと判断している。

第 5 審査会の判断

1 本件事業の概要

本件事業は、実施機関が実施する緊急雇用対策基金事業の一つで、新規学卒者の就職環境が極めて厳しい中、就職が決まらないまま大学や高等学校等を卒業した者の就職支援を行うことを目的とした事業である。

実施機関が本件事業を委託した人材派遣会社 4 社において、未就職卒業者を雇用した上で、社会人としての基礎力を養う研修を行ったのちに、一定期間、企業での就業体験を実施し、正規雇用に向けた知識や技能の習得を図るものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、本件事業の業務完了後に県に提出する実績報告書の添付書類である「労働条件通知書、名簿、出勤簿及び賃金台帳（いずれも写）」であり、実施機関は、保有していないため不存在としたものである。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件対象文書について「『新規雇用者の状況が確認できる書類』の例示として掲げているものであり、受託事業者からの実績報告に必ず添付して提出することを義務付けているものではない。」と説明する。

当審査会で要領を確認したところ、業務完了後に県に提出する実績報告書の様式に「(添付書類)・新規雇用者の状況(人数、雇用期間、従事日数、賃金の支出状況等)が確認できる書類(労働条件通知書、名簿、出勤簿、賃金台帳〔いずれも写〕等)」と記載されており、実施機関の説明のとおり、本件対象文書は「新規雇用者の状況が確認できる書類」の例示であると認められる。

さらに、実施機関は、「本件事業の実績報告に当たって、受託事業者からは、新規雇用者の状況が確認できる書類として『人件費総括表』が添付・提出されており、その裏付けとなる関係書類についても現物確認を行っている。」と説明する。

実施機関の説明によれば、実施機関の職員が受託事業者の事務所に赴き、人件費総括表に記載された新規雇用者ごとに、雇用契約書、タイムシート、賃金台帳等の関係書類を現物確認したということであり、個別の労働条件通知書等の写しを実施機関が保有していないことは、不自然とはいえない。

一方、異議申立人は、本件と同じ広島県緊急雇用対策基金事業の別事業である「東北産農産物等緊急支援事業」において、本件事業を実施した同一の事業者が県に対し、すべての労働者について、労働条件通知書(有期契約書)、出勤簿(派遣元への通知)、賃金台帳等の写しを提出している、と主張する。

しかしながら、実施機関の説明によれば、要領において添付書類の提出を求めている趣旨は、本件事業の実績額の確定に当たって、新規雇用者の雇用及び賃金支払状況を確認するためであり、本件の場合、新規雇用者ごとの賃金台帳等の写しの提出までは求めず、人件費総括表を提出させ、その裏付けとなる関係書類は現物確認を行ったということである。これらの実施機関の説明に特段不自然な点はないと認められる。

以上のことから、本件対象文書を保有していないため、不存在を理由として不開示とした本件処分は妥当である。

4 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
24. 6. 18	・ 諮問を受けた。
24. 6. 25	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
24. 7. 25	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
24. 7. 31	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
24. 8. 15	・ 異議申立人から意見書を収受した。
24. 8. 16	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 12. 25 (平成 24 年度第 9 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
25. 1. 22 (平成 24 年度第 10 回第 1 部会)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
25. 2. 18 (平成 24 年度第 11 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
松 本 亮	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授